

# 岐阜県公報

第千九百九十三号  
平成二十年十月二十四日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県林業経営資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県白山スノーバー林道整備事業資金貸付規則の一部を改正する規則

### 告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定

都市計画の変更

保安林の指定

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

政治団体の異動事項の公表

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

資金管理団体の異動事項の公表

### 公示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

土地改良区役員の退任

保安林に指定する予定である旨の通知中訂正

(治山課)七〇七

### 正誤

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十年十月二十四日

規 則

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 謙

岐阜県規則第六十五号

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(平成十五年岐阜県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四号中「銃」を「銃」「銃知」に改む。

3	ライフル銃	銃所持許可の番号	号	許年月日可
4	散弾銃	銃所持許可の番号	号	許年月日可
5	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃所持許可の番号	号	許年月日可
6	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃所持許可の番号	号	許年月日可

改正第十二号第四号中

3	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証の番号	許 可 年 月 日	年 月
4	散弾銃			
5	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			
6	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			

」

号

」及び「回撃銃」を「回撃銃」「回撃銃知」に改む。

診断書又は当該許可」及び「回撃銃」を「回撃銃」「回撃銃知」に改む。

3	ライフル銃	銃所持許可の番号	号	許年月日可
4	散弾銃	銃所持許可の番号	号	許年月日可
5	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃所持許可の番号	号	許年月日可
6	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃所持許可の番号	号	許年月日可

改正第十二号第四号中

3	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証の番号	許 可 年 月 日	年 月
4	散弾銃			
5	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			
6	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			

」

号

号
---

「当該」

「当該」

「当該」

「当該」

「	損 害 の 賠 償	「
「	損 害 の 賠 償	「
「	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	「

「	(3) 狩猟免許の効力の停止の有無 (ない場合には「ない」と、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)	「
「	免許の効力停止の有無	「
「	停止の期間	「
「	年 月 日	「

「	(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象捕獲員として所属している市町村の名)	「
「	対象鳥獣捕獲員	「
「	対象鳥獣捕獲員でない	「
「	対象 所属	「

「当該」

「当該」

「	ライフル銃	銃砲所持許可の番号	号	許可年月日
「	散 弾 銃	銃砲所持許可の番号	号	許可年月日
「	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可の番号	号	許可年月日
「	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可の番号	号	許可年月日

(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

「	年 月 日
「	年 月 日
「	年 月 日

「	(4) 狩猟免許の効力の停止の有無 (ない場合には「ない」と、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)	「
「	免許の効力停止の有無	「
「	停止の期間	「
「	年 月 日	「

「	(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び許可年月日 (第1種銃)	「
「	ライフル銃	「
「	散 弾 銃	「
「	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	「
「	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	「
「	第2種銃 所持許可証番号	「
「	(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	「

「当該」

「当該」

「当該」

「当該」

「当該」



い。

岐阜県林業経営資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県林業経営資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業経営資金貸付規則（昭和四十一年岐阜県規則第百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社団法人岐阜県森林公社」の下に「昭和四十一年十一月一日に社団法人岐阜県林業公社」という名称で設立された法人をいう。」を、「社団法人木曾三川水源造成公社」の下に「昭和四十四年一月二十三日に社団法人木曾三川水源造成公社」という名称で設立された法人をいう。」を加える。

第二条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県白山スーパード林道整備事業資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県白山スーパード林道整備事業資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県白山スーパード林道整備事業資金貸付規則（昭和五十年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社団法人岐阜県森林公社」の下に「昭和四十一年十一月一日に社団法人岐阜県林業公社」という名称で設立された法人をいう。」を加える。

別記第二号様式中「農林漁業金融公庫借入金」を「株式会社日本政策金融公庫借入金」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、別記第二号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
八 坂	次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 郡上市美並町上田
	字愛宕山 一三二七番一 一号
	一三二五番 二号及び三号
	一三二二番 四号
	一三一八番一 五号
	一九四三番 六号及び七号
	一九一六番 八号
	八六八番 九号
	八六一番 十号
	八五四番一 十一号
	八五〇番 十二号及び十七号
	八一五番 十三号
	八〇一番三 十四号



（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所
  - 加茂郡東白川村神土字野々尻二五六の一
- 二 指定の目的
  - 落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐とする。
    - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示二〇

岐阜県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
後藤康司後援会	水野 義久	後藤 和恭	恵那市山岡町田沢3332 1			
杉山もとのり後援会	杉山 隆司	兼松 良行	各務原市蘇原六軒町3 29			
堀みつあき後援会	堀 光 明	堀 光 明	恵那市泉原2292 1			
松原秀安を育てる会	藤井 俊之	藤井 俊之	羽島郡岐南町石原瀬2 33			
美濃加茂市古田はじめ後援会	川合 良 樹	平田 純一	美濃加茂市太田本町1 1 20			

吉里森まさひろ後援会

館

良男

近藤和吉

海津市海津町松木733

岐阜県選挙管理委員会告示第811号

岐阜県選挙区正決（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、岐阜  
団体の届出事項の変更届が提出されたのび、同法第七条の二第一項の規定により、その  
異動事項を次のとおり公示する。

平成二十一年四月十四日

岐阜県選挙管理委員会  
収入部 大 塚 保 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党岐阜県 岐阜支部	主たる事務 所の所在地	関市倉知南 1	関市倉知2768 2
自由民主党岐阜県 歯科技工士会支部	主たる事務 所の所在地	大垣市荒尾玉池 2 57	岐阜市六条南 2 11 1
自由民主党岐阜県 鍼灸マッサージ師 会支部	代 表 者	山 田 敏 雄	藤 井 成 幸
自由民主党岐阜県 宅建支部	代 表 者	山 口 美 孝	山 本 武 久
自由民主党岐阜県 ビルメンテナンス 支部	主たる事務 所の所在地	岐阜市市ノ坪町 4 19	岐阜市六条南 2 11 1
自由民主党岐阜県 連同和支部	主たる事務 所の所在地	岐阜市古市場85 2	岐阜市司町 1
自由民主党坂祝町 支部	代 表 者	永 松 英 三	森 良 三
自由民主党本巢郡 支部	主たる事務 所の所在地	加茂郡坂祝町取組586 1	加茂郡坂祝町深堂836
	代 表 者	上 谷 政 明	戸 部 一 秋
	主たる事務 所の所在地	本巢郡三橋344 1	本巢郡北方町平成7 53

民主党岐阜県参議 院選挙区第1総支 部	会計責任者	三 輪 清	平 田 京 子
市川まさとし後援 会	主たる事務 所の所在地	恵那市大井町271 82	恵那市大井町271 39
	代 表 者	香 田 明 敏	掛 布 幸 治
可児市金子会	会計責任者	香 田 明 敏	佐 藤 賢 時
	主たる事務 所の所在地	可児市広見 1 17	可児市下恵土2987
岐阜県医師連盟羽 島支部	代 表 者	不 破 洋	岩 佐 充 矩
	会計責任者	田 中 吉 政	不 破 洋
岐阜県歯科技工士 連盟	主たる事務 所の所在地	大垣市荒尾玉池 2 57	岐阜市六条南 2 11 1
	代 表 者	若 林 一	渡 辺 猛 之
岐阜県商工政治連 盟	会計責任者	宇 野 實 雄	青 木 良 祐
岐阜県ビルメンテ ナンス政治連盟	主たる事務 所の所在地	揖斐郡揖斐川町谷汲徳 積1529 6	加茂郡八百津町福地35 1
岐阜県不動産政治 連盟	主たる事務 所の所在地	岐阜市市ノ坪町 4 19	岐阜市六条南 2 11 1
新政経フォーラム 清風会	会計責任者	山 口 美 孝	山 本 武 久
	名 称	政治結社國翔塾	政治結社神国皇翔塾
政治結社國翔塾	代 表 者	吉 本 尚 次	坂 田 加 津 代
	会計責任者	坂 田 祥 介	吉 本 美 紀
	主たる事務 所の所在地	養老郡養老町三神町86 2 2	不破郡関ヶ原町大字関 ヶ原637 13
	代 表 者	高 木 貴 行	小 原 隆 浩



平成二十年十月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	出たる事務所の所在地	代表者の氏名
高木 貴行	岐阜県議会議員	高木貴行後援会	多治見市滝田町17-60-1	高木 貴行

岐阜県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
橋本 勉	橋本べん(勉)政経研究会	出たる事務所名称	橋本べん(勉)政経研究会 岐阜県岐阜市南町八刻6-107	「橋本べん」政経研究会 岐阜県岐阜市南町薬師寺5-23
松原 武徳	松原たけのり後援会	出たる事務所所在地		

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市坂井町・福住町・花園町・新栄町・西間屋町の全部、長住町・問屋町・橋本町の一部（駅北 第7調査区）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（坂井町・福住町・花園町・新栄町・西間屋町の全部、長住町・問屋町・橋本町の一部）の地籍図

岐阜県岐阜市（坂井町・福住町・花園町・新栄町・西間屋町の全部、長住町・問屋町・橋本町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年十月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市木ノ本町・室津町・日ノ本町の全部、昭和町・寺島町・大宝町・都通・真砂町・光明町・長住町の一部（駅北 第6調査区）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度  
地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（木ノ本町・室津町・日ノ本町の全部、昭和町・寺島町・大宝町・都通・真砂町・光明町・長住町の一部）の地籍図  
岐阜県岐阜市（木ノ本町・室津町・日ノ本町の全部、昭和町・寺島町・大宝町・都通・真砂町・光明町・長住町の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十年十月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巣市

二 調査を行った地域

岐阜県本巣市大字山口、木知原の一部（スガミ1）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巣市（大字山口、木知原の一部）の地籍図  
岐阜県本巣市（大字山口、木知原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年十月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市明世町大字戸狩及び山野内の一部（戸狩半原（明世）

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（明世町大字戸狩及び山野内の一部）の地籍図  
岐阜県瑞浪市（明世町大字戸狩及び山野内の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年十月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

大野町

二 調査を行った地域

岐阜県揖斐郡大野町大字黒野の一部（黒野東）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県揖斐郡大野町（大字黒野の一部）の地籍図  
岐阜県揖斐郡大野町（大字黒野の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年十月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市小坂町長瀬の一部（長瀬）

三 調査を行った期間

平成十一年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年十月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市上矢作町字木地山・室沢・磯沢・上平・ヤゲ・中畛・ハネの一部（小笹原）

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（上矢作町字木地山・室沢・磯沢・上平・ヤゲ・中畛・ハネの一部）の地籍図

岐阜県恵那市（上矢作町字木地山・室沢・磯沢・上平・ヤゲ・中畛・ハネの一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所
帷子土地改良区	平成一九〇・一八	理事	齋藤 武美	一〇二番地一
	平成二〇・二七	同	宮嶋 博美	五四一番地
	平成二〇・〇九	同	日比野 惠勇	一一三八番地二

正 誤

(原稿誤り)

平成二十年二月二十六日第九百二十四号 保安林に指定する予定である旨の通知  
(岐阜県告示第百二十一号) 百三十四頁下段後から六行目中「・字外ヶ洞」はマ字外  
ヶ洞」の、百三十五頁上段前から七行目中「次のとおり」は、省略し、その関係書類  
を」は、「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を」の誤り。

平成二十年十月二十四日印刷  
平成二十年十月二十四日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))